

チボリ訴訟報告

2006. 4. 27
弁護士 大熊 裕 司

1 倉敷チボリ公園の概要

倉敷チボリ公園（1997年7月18日開園）及びその管理運営会社で第三セクターのチボリ・ジャパン社に関する訴訟。当初、岡山市政100周年記念行事として岡山市に設立する予定であったチボリ公園を、岡山市民の反対により倉敷市駅北側（敷地所有者：クラブウ）に建設することになった。主導は当時の岡山県知事長野士郎であり、岡山県が敷地をクラブウから賃借し、チボリ・ジャパン社に転貸するという形式で、地盤整備と文化教養施設（実体はイベント施設）は岡山県が設置し、遊具、物販、飲食店等はチボリ・ジャパン社が設置し、管理運営は全部をチボリ・ジャパン社が担当するというもの。

倉敷チボリ公園は、チボリ側はデンマーク文化を紹介する文化性の高い公園であり大人から子どもまで楽しめる施設であると主張するが、実体は絶叫マシン等遊戯施設多数、大型ゲームセンター、各種レストラン、多種多様の物販施設を有した大型レジャーランドに過ぎない。

入園料は大人2000円であり、乗り物は別料金となっている。

現在、チボリ・ジャパン社は大幅赤字を計上し、今後の運営方針が問題となっている。

2 行政の公的関与

行政の公的関与として、チボリ・ジャパン社に対し、

岡山県 ①職員派遣（給与付、開園時まで）

②20億円の出資

③35億円の無利子融資

④185億円の事業費支出（地盤整備、建設費等）

⑤46億円の助成金支出

⑥クラブウに対する地代の8割負担（H7.6から、現在、地代総額年約7億2000万円、うち岡山県が5億7000万円を支出）

⑦文化教養施設の無償貸与

⑧35億円の補助金等

倉敷市 ⑨15億円の出資

⑩15億円の無利子融資

⑪70億円の年利1%以下の低利融資

がなされている。

3 訴訟

チボリ公園に関する訴訟は、次のとおり（括弧内は提訴年）。

1次訴訟（H4） 前記①、1審・2審は勝訴、最高裁で逆転敗訴（確定）

2次訴訟 前記②、その後取り下げ

3次訴訟（H6） 前記③～⑤、1審敗訴、控訴中

4次訴訟（H8） 前記⑥、1審敗訴、控訴中

5次訴訟（H8） 前記⑦、1審・2審とも敗訴、現在上告中

6次訴訟（H15） 前記⑧、現在岡山地裁で係属中

倉敷訴訟（H6） 前記⑨～⑪、その後⑨は取り下げ、1審・2審とも敗訴（確定）

4 6次訴訟の概要

チボリ・ジャパン社等に対する総額約35億円の支出

① チボリ・ジャパン社に対する事業補助金

年額5億2500万円×5年間（平成14年から平成18年）

② チボリ・ジャパン社に対するアンデルセンシアターの賃借料・業務委託料の支払

賃料年額約9000万円、業務委託料年額約4000万円

③ 「倉敷チボリ公園の利用を促進する会」に対する補助金

年額900万円

④ アンデルセン図書室整備費等

合計約4700万円